

予診票（在宅者に係る介護保険主治医意見書作成用）

紀美野町保健福祉課

これは在宅の方について、下記対象者の状態をさらに詳しく主治医に知っていただくためのものです。

※ 主治医が、紀美野町内の開業医もしくは野上厚生総合病院の医師である場合にのみ記入してください。それ以外は必要ありません。また、入院中や入所中の方は必要ありません。

※ 記入は、介護支援専門員、本人もしくは家族の方にお願いします。

記入日：令和 年 月 日

対象者 氏名		家族状況	独居 ・ 同居（ ） 例：長男夫婦	
記入者 氏名		対象者 との関係	・ 介護支援専門員 ・ 本人、家族等 ・ その他（ ）	
居宅介護 支援事業所	☎：	担当ケアマネ ジャー氏名	※ケアマネが記入者の場合不要	介護度：

1 今回の介護申請はどれにあたりますか？

新規申請・変更申請 →（その理由） ・ 手足が不自由になった ・ もの忘れが悪化した  
・ 閉じこもりがちになった ・ その他（ ）

更新申請 →（前回と状態に変化はありますか？）

よくなった ・ 変わらない ・ 悪くなった → 「悪くなった」場合は必ず下記に具体的に記入してください

2 最近6ヶ月以内の心や体の状態で気になることや、家族等が介護をする上で困っていることがあれば（更新申請の方は前回に比べ状態がどう変化したかなど）記入してください。

3 現在受診している病院・診療所等あれば記入してください。

医療機関名		診療科名		病名	
医療機関名		診療科名		病名	
医療機関名		診療科名		病名	

4 最近2週間以内に受けた医療行為等について、○を付けてください。

・ 何も無し ・ 点滴 ・ 中心静脈栄養 ・ 痛み止めの注射 ・ 透析 ・ 床ずれの処置  
・ その他（ ）

5 日常生活について次の①～④の状態を1つ選び、そのうち最も近いと思う項目に○をしてください。

- ① 一人で外出できる
  - ・ バスなどを利用して遠くまで外出できる。
  - ・ 隣近所のような近くなら外出できる。
- ② 介助があれば外出できる
  - ・ 日中はほとんどベッドから離れて生活している。
  - ・ 日中も寝たり起きたりの生活をしている。 （裏面へ続く）

- ③ 一日をベッド上で過ごす
  - ・車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う。
  - ・介助により車いすに移乗する。
- ④ 寝たきり
  - ・自力で寝返りをうつことができる
  - ・自力で寝返りをうつことができない

**6 認知症状について、次の①～③の状態を選び、そのうち最も近いと思う状況に○を付けてください。**

- ① 自立している
  - ・認知症状は無い。
  - ・何らかの認知症状はあるが、日常生活はほぼ自立している。
- ② 誰かが注意していれば自立している
  - ・お金の管理・買い物にミスが目立つ。
  - ・薬の管理や1人での留守番が出来ない。
- ③ 介護が必要である
  - ・着替え／食事／排泄が上手にできず時間がかかる、やたら物を口に入れる、物を拾い集める、徘徊、失禁、大声／奇声をあげる、火の不始末、不潔行為などが、日中を中心に見られる。
  - ・上記のような症状が、夜間を中心に見られる。
  - ・上記のような症状が、昼夜を問わず頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
  - ・著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

**7 次の①～④（理解や記憶）について、あてはまるものに○を付けてください。**

- ① 直前にあったことを覚えていますか
  - ・はい
  - ・いいえ
- ② 日常生活において一貫した判断ができますか
  - ・できる
  - ・いくらか困難
  - ・見守りが必要
  - ・判断できない
- ③ 自分の考えを表現し、相手に理解させることができますか
  - ・伝えられる
  - ・いくらか困難
  - ・具体的要求に限られる
  - ・伝えられない
- ④ 食事は自分で食べられますか
  - ・自分一人または手伝ってもらえば食べられる
  - ・全面介助

**8 次のような状況について、該当するものに○を付けてください。**

- ・何も無し
- ・ないものが見えたり聞こえたりする
- ・暴言
- ・暴行
- ・妄想（あり得ないことを信じて訂正できない）
- ・夜眠らず日中寝る
- ・介護への抵抗
- ・火の不始末
- ・便を触る
- ・食べられないものを食べる
- ・目的も無くうろうろする
- ・尿を漏らす
- ・便を漏らす
- ・転びやすい
- ・床ずれ
- ・痛み（部位）
- ・その他（.....）

**9 現在利用している介護保険サービスがあれば、下記の表に記入してください。**

	月	火	水	木	金	土	日
午前							
午後							
週単位以外のサービス							